

## 別記「個人情報保護に関する遵守事項」

(個人情報の取扱いにおける基本的事項)

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、発注者の実施機関（柳川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年柳川市条例第2号）第2条第1項に定める実施機関をいう。）と同様の責務を負うものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的な人権を侵害することのないよう努めるとともに、発注者が行う個人情報保護のための施策に協力しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第2条 受注者は、業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、少なくとも次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 業務に係る個人情報の管理責任者及び当該個人情報の取扱いに従事する者を明らかにし、第10条第1項の規定により発注者から報告を求められた場合に提示できるようにしておくこと。
- (2) 業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発、教育研修等を行うこと。
- (3) 業務に係る個人情報の取扱いに従事する者を必要最小限度の人数に限定するとともに、パーソナルコンピュータ、USBメモリ、光ディスク（CD、DVD等）等の電磁的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）により個人情報を取り扱う場合にあっては、パスワード、認証機能付カード等により個人情報を利用できる者の範囲及び利用できる個人情報の範囲を限定すること。
- (4) 業務に係る個人情報を、施錠できる所定の場所に保管し、保管の安全を図るとともに、電磁的記録媒体により個人情報を取り扱う場合にあっては、コンピュータウィルス対策用ソフトウェア、ファイアウォール、暗号化等により、関係機器への不正な侵入、個人情報の窃取等を防ぐための措置を講ずること。

2 受注者は、前項各号に掲げるもののほか、業務の内容及び遂行状況に応じて、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第3条 受注者は、発注者が指示し、又は認めた場所以外の場所で業務に係る個人情報を取り扱ってはならない。

## 別紙

(個人情報の受渡し及び持ち運びの方法)

第4条 発注者と受注者の間において業務に係る個人情報の受渡しを行うときは、次の各号に掲げる記録媒体ごとに、当該各号に定める方法によりこれを行わなければならない。

(1) 紙媒体 次のいずれかに掲げる方法

ア 直接手渡しにより行う方法

イ 書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録をするものにより送付する方法

ウ 個人情報（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項に規定する信書に該当しないものに限る。）を安全かつ確実に送付した実績を有する事業者による役務であつて当該事業者において引受け及び配達記録をするものにより送付する方法

(2) 電磁的記録媒体 直接手渡しにより行う方法又はパスワード、暗号化等により、個人情報の窃取等を防ぐための措置を講じた上で受渡しする方法

2 発注者及び受注者は、互いに受け取った個人情報を持ち運ぶときは、次に掲げる方法その他の安全な方法によりこれを行わなければならない。

(1) 個人情報を施錠できるかばん等に入れて持ち運ぶ方法

(2) 複数の者により持ち運ぶ方法

(3) 個人情報を記録したファイルにパスワードを設定するなど、他の者が当該個人情報を見ることができないようにして持ち運ぶ方法（当該個人情報が電磁的記録媒体に記録されている場合に限る。）

(目的外利用の禁止等)

第5条 受注者は、個人情報を業務以外の目的のために利用し、又は第三者（業務に係る発注者の担当部署の職員及び第2条第1項第1号の規定により受注者が明らかにした者以外の者をいう。以下同じ。）へ提供してはならない。

(複写又は複製の制限)

第6条 受注者は、業務に係る個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

(1) 複写又は複製に係る個人情報の範囲、方法、量その他の条件を示した上で、発注者が受注者に指示した場合又は受注者が発注者の承諾を得た場合

(2) 発注者の管理が及ぶ場所で業務を行う場合

(再委託の制限)

## 別紙

第7条 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、当該業務の一部をやむを得ず第三者に委託する場合（業務の大部分を一括して第三者に委託する場合を除く。）であって、受注者が当該業務を受託するに当たり、あらかじめ発注者に当該第三者への委託予定内容を明示して承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により第三者に業務を委託するときは、この「個人情報保護に関する遵守事項」に準じた規定を当該第三者との契約において定めなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第8条 受注者は、業務を終了し、発注者の検査その他の必要な手続を終えたときは、速やかに業務に係る個人情報を発注者に返還（業務の成果物の引渡しを含む。）しなければならない。

2 受注者は、発注者の承諾を得たときは、前項の規定にかかわらず、業務に係る個人情報を細断、焼却その他の復元することができない方法により廃棄することができる。この場合において、受注者は、廃棄した個人情報、廃棄の方法、廃棄年月日及び廃棄を行った者の職氏名を書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、契約の再締結により複数回にわたり連続して同一の業務を発注者から受託するときは、前2項の規定にかかわらず、当該連続する最後の業務を終了したときにおいて、これらの項に規定する個人情報の返還又は廃棄を行うことができる。

（事故発生時等における報告）

第9条 受注者は、業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約の期間が終了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。

（報告及び立入検査）

第10条 発注者は、業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故が発生するおそれ又は発生した事実があると認めたときは、これらの事実に係る個人情報の保護を行うために必要な限度において、受注者に対し、必要な報告を求め、又は受注者の所有する建物等に立ち入り、書類その他の物件を検査することができる。

2 発注者は、前項に規定するもののほか、業務に係る個人情報の管理状況等を検査する必要があると認めた場合において、受注者の承諾を得たときは、受注者の所有する建物等に立ち入り、業務に係る個人情報の管理状況等を検

## 別紙

査し、当該検査によって確認した書類その他の物件の全部又は一部について、提供又は貸与（提供又は貸与した物件を発注者による複写、複製その他の利用に供することを含む。）を求めることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により立入りを行うときは、当該立入りがこの契約及び受注者の同意に基づき行うものであることを踏まえ、書類その他の物件を必要以上に検査するなど、受注者の権利利益を違法又は不当に侵害することのないように留意しなければならない。

（契約の解除及び損害の賠償）

第11条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び受注者に対する損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 業務に係る個人情報の漏えい、損傷、滅失、紛失、改ざん等の事故を生させたとき。
- (2) この「個人情報保護に関する遵守事項」の規定に違反したとき。

（秘密保持及び罰則規定）

第12条 受注者は、受託業務従事者（業務に従事している者若しくは従事していた者又は受託者（再委託を受けた者を含む。）であった者をいう。）が次の各号のいずれかに該当するときは、法の規定により、当該各号に定める罰則の適用を受けるものであることを自覚し、個人情報の秘密保持に努めなければならない。

- (1) 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された法第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したとき 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- (2) 業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金